

## 組合役職員講習会に出てみた

愛三木材株式会社  
名倉直利

本年度から問屋組合の理事に任命され「理事とはなんだろ?」と思っていたところに組合役職員講習会なるものがあると聞き参加してきました。



### 組合役職員講習会のご案内 ～令和6年7月23日(火)～



講習時間は2時間半、堅苦しい名前のため、寝ないか心配でしたが思っていた以上に聞きやすい内容。しかーし、肝心の内容がとても難解でした。

入り口で会費を払い資料をいただく。会場にはざっと100人近くいる。

表紙には「定款から見た組合管理、運営について」と書かれていた。

早速、講習が始まり講師が読み上げる。

第一章「総 則」←(すでにこれが読めない)

(目 的)

第一条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同作業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

ほうほう、なんとなく理解した。

きっと組合員同士助け合って仲良くやりましょうね。ということだろう汗

そこから怒涛の第7章までの73ページ。

定款は組合の憲法と書いてあるしビッシリ事細かく書いてある。

ただ、これでも簡潔な説明でかなり省略されているらしい。

正式には中小企業等協同組合法といい、主に協同組合等を運営などしていくための法律だ。

ちなみに私たち東京木材問屋協同組合は総代会を設置していて、これにも細かい設置要件があり、満たしている。そしてそれも皆様の協力の下で成り立っている。

何度か出席したが当組合の総代会がしっかりと定款に基づいて運営されていることがわかった。総代会はもとより総代選挙や議長の選出方法も理事会も委員会も何もかもすべて。

そしてそれら運営をスムーズに進行させる仕事が理事の仕事だと理解した。(違っていたらすいません)

後の祭りによく踊る私、半ば意味も分からず出席してみたがとても勉強になりました。

ある意味、役得です。

### 〈本講座のポイント〉

- ☑ 定款を学んで円滑な組合運営を！
- ☑ 組合法と定款の関連性がまるわかり！
- ☑ 本会作成の「定款参考例」に基づいて説明します！
- ☑ 理事・事務局の方、必見のプログラム！



なお、中小組合検定試験というものがあり合格すると中小企業組合士の資格を取得できますので、ぜひ挑戦されてみてはいかがでしょうか？

詳しくは東京都中小企業団体中央会まで。

会社や組合は受け継がれてゆくもの。

関わるからにはみんなで助け合い、そして向上できるように一生懸命頑張ります！と、

いいこと書いて終わりにしたいと思います笑